

白百合女子大学公的研究費における不正防止計画

2024年3月改正

白百合女子大学では、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)平成19年2月15日(令和3年2月1日改正)文部科学大臣決定」の内容を踏まえ、公的研究費の適正な管理・運営を行うため、以下の通り不正防止計画を策定し取り組みます。

第1節 機関内の責任体系の明確化

項目	不正の発生する要因	不正防止計画
競争的研究費等の運営・管理に関わる責任体系の明確化	公的研究費の運営・管理に関わる責任体系が明確ではなく、責任と権限の体系が十分に認識されていない。	・学内規程(白百合女子大学における研究費等の管理運営・監査規程)に定められた、各責任者の役割をHP等で周知するとともに、各責任者に対して役割の認識を深める。
監事に求められる役割の明確化	監事に求められる役割が明確ではない。	・監事は不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について、機関全体の観点から確認し、意見を述べる。

第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

項目	不正の発生する要因	不正防止計画
コンプライアンス教育・啓発活動の実施(関係者の意識の向上と浸透)	研究費に関して、公的資金であるという意識が欠如している。関係者のコンプライアンス意識が希薄である。	・コンプライアンス教育を行い、受講状況と理解度を確認する。また、「白百合女子大学公的研究費等の使用にあたっての誓約書」の提出を求める。 ・研究倫理教育の定期的な受講を義務付け、誓約書の提出を求める。 ・不正を起こさせない組織風土の形成のために、全ての構成員に対して啓発活動を継続的に実施する
ルールの明確化・統一化	研究費の使用ルールが明確にされておらず、関係者の理解が不十分である。	・使用ルールの運用状況を把握し、定期的に検討及び見直しを行う。機関の統一したルールや事務手続きを分かりやすくまとめた「学内使用ルール」を作成配布し、学内使用ルールの周知を毎年行う。変更点などがあつた際には、詳細をアナウンスする。 ・新規採択者や異動者については、個別に説明会を行う。
告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化	告発の取り扱いについて、透明性のある仕組みが機能していない。	・機関内外からの告発等を受け付ける窓口を設置する。 ・不正に係る調査・体制・手続きに関する規程を整備するとともに、その運用については公正で透明性の高い仕組みを構築する。 ・不正の告発等の制度を機能させるため、機関の構成員に対しては、コンプライアンス教育や啓発活動等で利用方法を周知徹底する。

第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

項目	不正の発生する要因	不正防止計画
不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定及び実施	不正を発生させる要因の把握が不足しており、要因に対する具体的な不正防止計画が策定されていない。	・研究者の潜在的な不正要因を早期に発見できるよう、研究者の執行状況・今後の研究計画の確認等、研究者へのヒアリングを行い、必要があれば個別に相談に応じ、不正発生を未然に防ぐ体制を築く。 ・内部監査の結果や、文科省から発表される不正発生事案を参考にしつつ、不正発生要因を把握し、不正防止計画の見直しを行う。

第4節 研究費の適正な運営・管理活動

項目	不正の発生する要因	不正防止計画
予算執行状況の検証	・研究費の執行が年度末に偏っている。 ・アルバイトについて、勤務実態の把握が不十分である。 ・架空出張、出張旅費の水増し請求による不正な研究費の受領や流用のおそれがある。 ・購入した設備・備品・図書(5万円以上)の無断廃棄や譲渡、転売などのおそれがある。	・予算執行状況の確認を行い、研究者に対し、研究費を計画的に使用するよう注意を促す。特に年度末における無理な予算執行を防止するため、繰越制度や返還(今後の採択に影響しないことも含め)を周知する。 ・アルバイトについては、事務担当部署において、事前にアルバイト登録を行い、労働条件、注意事項等の確認を行う。勤務内容を記入・押印した出勤簿の本人による提出を義務づけ、適宜、業務の内容・状況についてヒアリングを行う。支払いについては、本学が直接、作業従事者本人の銀行口座へ振込を行う。 ・謝礼、専門知識の教授等の謝金支出については、労務の提供が確認できる証憑書類を確認する。 ・不正出張を防ぐため、事前に出張許可申請書、出張後に出張報告書、出張旅費申請書、領収書、出張内容や成果を確認できる証憑書類の提出を求める。 ・設備・備品・図書(5万円以上)の現物確認を定期的に行う。
公正な取引への取り組み	研究者と取引業者の関係が緊密すぎる。特定の業者へ発注が集中することがある。	・一定の基準を満たす取引先からは、不正な取引に関与しない旨等を定めた誓約書の提出を求める。

第5節 情報発信・共有化の推進

項目	不正の発生する要因	不正防止計画
通報窓口の設置・情報の共有化	研究費の使用に関するルール等について、機関内外からの相談、告発を受け付ける窓口の存在が十分に認識されていない。	・告発・相談窓口の存在や、本学における不正防止に関する取り組みについて、学内外に対し、積極的に周知公表を行う。

第6節 モニタリングの在り方

項目	不正の発生する要因	不正防止計画
モニタリング・監査体制の整備	不正が発生するリスクに対してのモニタリングが不十分である。	・監査による指摘・改善事項を学内に周知し、学内ルールの見直し等を行う。